

子育て支援

保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。



【月額】

区分		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
最高額	3歳未満児	61,500円	64,000円	60,000円	60,000円	相模原市の 制度に統合 します。
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円	
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	
最低額	3歳未満児	3,200円	11,700円	6,750円	5,400円	
	3歳児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円	
	4歳以上児	2,600円	9,900円	4,800円	3,600円	

保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税金額（円）		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
20,000	3歳未満児	17,600円	21,000円	22,500円	19,500円	相模原市の 制度に統合 します。
	3歳児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円	
	4歳以上児	16,000円	18,900円	21,600円	17,500円	
160,000	3歳未満児	39,800円	48,800円	45,700円	45,700円	
	3歳児	30,700円	35,600円	30,800円	33,500円	
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	
408,000	3歳未満児	52,900円	64,000円	60,000円	60,000円	
	3歳児	31,500円	35,600円	30,800円	33,500円	
	4歳以上児	27,700円	35,600円	25,900円	28,800円	



公立幼稚園



公立幼稚園の入園料、保育料、送迎バス及び給食は次のとおり統一します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
入園料		2,500円		3,000円	2,500円
保育料月額		10,000円		7,500円	10,000円
送迎バス		有		無	有
給食		完全給食		ミルク給食	完全給食

※ 相模原市と津久井町には公立幼稚園はありません。

児童クラブ育成料



児童クラブの育成料については、1市3町で異なるため段階的に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
育成料月額	4,700円	4,300円	8,000円	8,500円 ~11,500円	相模原市の制度に段階的に統合します。
おやつ代	2,000円	1,500円			

※ 津久井町、相模湖町はおやつ代が含まれています。

幼稚園就園奨励補助金



私立幼稚園の在園児に対する市町単独補助分については、相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
年額/人	12,000円 (3~5歳児)	48,000円 (4、5歳児)	無	無	12,000円 (3~5歳児)

※ 公立幼稚園の在園児に対する国庫補助分については、保育料の減免制度で対応します。

小児医療費助成事業



小児医療費助成事業については、1市3町で対象年齢に相違がありますが、相模原市の制度に統合し、津久井郡3町の通院対象年齢の上限が、2歳から4歳までに拡大されます。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
通院・入院	0歳~4歳	0歳~2歳	0歳~2歳	0歳~2歳	0歳~4歳
入院	5歳~15歳	3歳~15歳	3歳~15歳	3歳~15歳	5歳~15歳

※ 所得制限については、1市3町とも0歳は無し、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。
入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

乳幼児各種予防接種



予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種については、1市3町での違いはありません。新市においても現行どおり実施します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
集団接種	無料	無料	無料	無料	現行どおり
個別接種	無料	無料	無料	無料	現行どおり

集団接種：ポリオ、BCG

個別接種：三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎

小児急病診療事業



小児急病診療事業は、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業で、現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施していますので、合併後は相模原市の制度を適用します。

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	新市
		津久井郡広域行政組合			
内容	<p>○初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前6時 相模原南メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時～午後5時 <p>○二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療機関（6病院のうち毎日1ヶ所が当番制で対応） 休日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時 	<p>相模原市と協定を締結して実施している。</p> <p>（ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く）</p>			<p>相模原市の制度を適用します。</p>

※ 救急医療については、31ページに掲載されています。

